

車上作動処理契約事業者の皆さまへ

## 助手席エアバッグリコール改善処置未実施車両に対する 特別作業費用支払い 及び 業務手順のお知らせ

平素よりエアバッグ類の適正処理にご尽力いただき、ありがとうございます。

また、先般のご案内（JARP2013.04 A-1214、2013.05 A-1301）の通り、事業者の皆さまの安全を確保するために、リコール改善処置未実施車両についての助手席エアバッグの取外回収にご協力いただき重ねて御礼申し上げます。

さて、この度のリコール改善処置未実施車両対応として一括作動処理（または個別作動処理）を行う前に、助手席エアバッグを個別に取外回収いただいておりますので、今回特別に、該当自動車メーカー等より『特別作業費用』をお支払いすることになりましたことをお知らせいたします。

なお、『特別作業費用』の支払内容の詳細は下記の通りです。引続きご協力賜りますようお願い申し上げます。

### ◆ 支払対象車両

自動車リサイクルシステム「解体工程画面」にて背景色が「オレンジ」で表示される車台で、かつ実車にリコール改善処置済みステッカーが貼付されていない車台  
（詳細は◆業務手順をご確認ください。）

### ◆ 支払対象期間

国産車5社のリコール対象車両：リコール届出日（2013年4月11日）以降作業分より  
輸入車2社のリコール対象車両：リコール届出日（2013年5月20日）以降作業分より

### ◆ 支払条件(支払日/支払費用)

① リコール改善処置未実施車両を『一部取外回収・一部車上作動処理』で引渡報告した分のうち、月次でのメーカー引取実績分を翌月末にお支払いします。

※全ての部位を取外回収した場合は、特別作業費用を支払うことはできません。

※リコール改善処置実施済車（ステッカー貼付車）の助手席エアバッグを取外回収し引き渡した場合は、特別作業費用を返還請求させていただきます。

② 該当自動車メーカー等が設定した金額をお支払いします。  
尚、設定金額については支払明細書をご確認ください。

③ 2013年8月メーカー引取実績分（9月末支払い）よりお支払いします。

※通常の車上作動処理委託料金に加算してお支払いします。

（特別作業費用分の実績については支払明細書をご確認ください。）

※2013年4～7月メーカー引取実績分の特別作業費用については、8月に通常実績がある場合は9月末に、8月に通常実績がない場合は実績が確認できた月の翌月末に、車上作動処理委託料金に加算してお支払いします。

◆ 業務手順

手順 1. リコール対象車両の確認

- ☞ 自動車リサイクルシステム「解体工程」の画面においてリコール対象車両（背景色：オレンジ）を確認ください。
- ☞ リコール対象車両の場合は、現場に連絡しステッカー有無の確認依頼をお願いします。

解体工程「1.1 使用済自動車/解体自動車の引取報告」画面

引渡報告日	引渡元事業者/事業所名	車台番号	型式	車名	※参考加付類 整備	エアバッグ類 ※ 処理対象選択	引取報告対象選択
2010/11/29	〇〇回収事業所 ××営業所	123456789012	ABCDEFGHIJ	通常車台	有	○ ○	<input type="checkbox"/>
2010/11/29	〇〇回収事業所 ××営業所	123456789012	ABCDEFGHIJ	注意車台	有	○ ○	<input type="checkbox"/>
2010/11/29	〇〇回収事業所 ××営業所	123456789012	ABCDEFGHIJ	義務者不存在車	有	○ ○	<input type="checkbox"/>
2010/11/29	〇〇回収事業所 ××営業所	123456789012	ABCDEFGHIJ	一時停止車台	有	○ ○	<input type="checkbox"/>
2010/11/29	〇〇回収事業所 ××営業所	123456789012	ABCDEFGHIJ	特定車台	有	○ ○	<input type="checkbox"/>

- ※リコール対象車両以外にも背景色が表示される場合があります。  
マニフェスト発行取消しのため移動報告を「一時停止中」または「取消申請中」の車両は背景色が「赤」で表示されるので、混同しないよう特にご注意ください。
- ※FAX・郵送でお送りした「対象車両一覧」は、車台番号の範囲で示されており、リコール対象車両以外の車台番号も含まれている場合がありますので、必ず自動車リサイクルシステム「解体工程」画面にて対象車両（背景色：オレンジ）をご確認ください。

手順 2. ステッカー有無/ステッカー番号の確認

- ☞ リコール対象車両（背景色：オレンジ）について、実車に「改善処置済み」を示すステッカーが貼付されているかご確認ください。

ステッカー	貼付場所
<p>必ずステッカー番号を確認してください。  <b>※2010年または2013年のどちらかのステッカーが貼付されている車両は改善処置実施済みのため、通常通り作業（車上作動処理）を行ってください。</b></p>	<p>運転席ドア開口部のドアロックストライカー付近に貼付されています。</p>

《ステッカー番号一覧》

発生時期	いすゞ	トヨタ	日産	ホンダ	マツダ	BMW	BMW アルピナ
2013年	3139	3140	3139	3141	3142	外-1933	外-1934
		外-1918		外-1919			
2010年	対象外	2568	2565	2567	対象外	対象外	対象外

※車両によっては本リコール以外のステッカーが貼付されている場合がありますので、必ずステッカーに記載された番号を確認してください。

※リコール改善処理実施済車（ステッカー貼付車）の助手席エアバッグを取外回収し引き渡した場合は、特別作業費用を返還請求させていただきます。

**手順 3. リコール改善処置未実施車両の助手席エアバッグ取外回収作業**

☞ リコール改善処置未実施車両の助手席エアバッグを車両から取外し、**インフレーターの状態まで分解してください。**

※電気式エアバッグ類は構造上、通電しない限り作動することはありませんので、取外回収作業中に作動することはありません。

（取外回収時の注意事項は『エアバッグ類適正処理情報』をご参照ください）

**手順 4. 助手席以外のエアバッグ類（運転席、プリテンショナー等）の車上作動処理作業**

☞ 助手席エアバッグ取外し後、それ以外の部位（運転席エアバッグ、プリテンショナー他）については、一括作動処理作業を実施してください。

☞ 車上作動処理を行う際は、「**ガラス等の飛散防止**」「**通電時の距離確保と遮蔽物の設置**」「**周囲の安全確保**」等、安全対策を確実に実施した上で通電してください。

☞ 助手席エアバッグを取外した後も**一括作動処理が可能**です。

※輸入車の場合は個別作動処理作業をお願いします。

**手順 5. 車上作動処理の実績記録**

☞ 車上作動処理実施後、速やかに処理結果を管理台帳に記入してください。  
（備考欄に「助手席（リコール）は取外回収」と記入）

エアバッグ類 車上作動処理 管理台帳				2010年10月度 1頁				解体業者名:〇〇解体△△工場	
No.	① 事務所管理欄(1)		② 作業場管理欄				③ 事務所管理欄(2)		備考
	車台番号	車名	作動処理実施日	車上作動方式 個別 一括	処理個数	確認者	エアバッグ類 移動報告引渡日	自動車引渡先 解体自動車引渡日	
1	AA1234567890	AAAAAA	10/1	○	3	環境太郎	/	/	助手席(リコール)は取外回収
2			/				/	/	
3			/				/	/	
4			/				/	/	

作動処理した個数を記入

助手席を取外回収した旨を記入

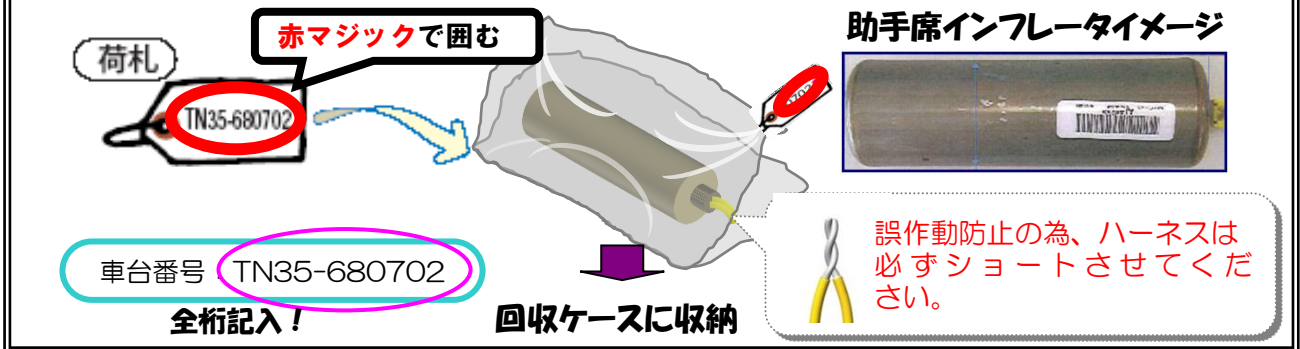
**手順 6. 助手席エアバッグインフレータの梱包／引渡し**

☞ 取外し後のインフレータは以下の要領で指定引取場所に引き渡してください。

通常通り、回収袋に収納し、「**全桁の車台番号（※）**」を書いた荷札を付けてください。

その際、**荷札の車台番号を赤マジックで囲んでください。**

（※）指定引取場所等での車両特定の為、車台番号の**全桁記入**をお願いします。



**手順 7. 自動車リサイクルシステムへの入力**

☞ 「**一部取外回収・一部車上作動処理**」で引渡報告します。

①〔解体工程 1.10 エアバッグ類処理方法の選択〕

1.8	引渡報告	非認定全部利用者への解体自動車の引渡報告
1.9	引渡先確定済車台の一覧	※非認定全部利用者：メーカ
1.10	エアバッグ類処理方法の選択	エアバッグ類処理方法の選択
1.11	引渡報告	グ類（取外回収）の引渡報告
1.12	引渡先確定済荷姿の一覧	
1.13	引渡報告	グ類（車上作動処理）の引渡報告

「回収」と「作動」の両方にチェック

	回収	作動
し	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

②〔解体工程 1.11 および 1.12 エアバッグ類（取外回収）の引渡報告〕

**回収ケースを引渡した後、『取外回収』で引渡報告します。**

1.8	引渡報告	非認定全部利用者への解体自動車の引渡報告
1.9	引渡先確定済車台の一覧	※非認定全部利用者：メーカ
1.10	エアバッグ類処理方法の選択	エアバッグ類処理方法の選択
1.11	引渡報告	エアバッグ類（取外回収）の引渡報告
1.12	引渡先確定済荷姿の一覧	
1.13	引渡報告	エアバッグ類（車上作動処理）の引渡報告

※ 「処理方法の選択」画面で、『回収』と『作動』の両方にチェックをした場合、「車上作動処理」での引渡報告は必要ありません。

（取外回収した助手席エアバッグについて「引渡報告」を行うことで、車上作動処理したエアバッグ類についても「引渡報告」が行われたことが自動的に報告されます）

**手順 8. 管理台帳のエアバッグ類引渡報告日を記入**

☞ 電子マニフェストシステムで引渡報告（上記、手順 3）が完了したら、管理台帳の「エアバッグ類引渡報告日」欄にその日付を記入し保管します。

エアバッグ類 車上作動処理 管理台帳			2010年10月度 1頁				解体業者名:〇〇解体△△工場			
① 事務所管理欄 (1)			② 作業場管理欄				③ 事務所管理欄 (2)			
No.	車台番号	車名	作動処理 実施日	車上作動方式 個別 一括	処理個数	確認者	エアバッグ類 移動報告引渡日	解体自動車引渡先	解体自動車 引渡日	備考
1	AA1234567890	AAAAAA	10/1	○	3	環境太郎	11/1	◇破砕株	10/3	助手席(リコール)は取外回収
2			/						/	
3			/						/	
4			/						/	

取外回収で引渡報告した日を記入

◆ Q&A

質問	回答
1 支払明細書にはどのように表示されますか？	支払明細書の備考欄に特別作業を行った総台数と総費用が記載されます。
2 特別作業費用を受け取るための手続きは必要ですか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手続きは必要ありません。</li> <li>・リコール改善処置未実施車両を『一部取外回収・一部車上作動処理』で引渡報告された車両に対し、指定引取場所で引取報告を行った車両を対象に翌月末にお支払いします。</li> </ul>
3 間違っリコール改善処置実施済車（ステッカー貼付有り車）の助手席エアバッグを取り外してしまった。どうすればよいか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助手席インフレーターは通常通り、運搬ネットワークに引渡し、残りの部位は車上作動処理を実施してください。</li> <li>・移動報告は「一部取外回収・一部車上作動処理」で引渡報告してください。</li> <li>・ただし、特別作業費用は返還請求させていただくことになりますので、ご了承ください。</li> </ul>
4 間違っリコール改善処置未実施車（ステッカー貼付無し車）の助手席エアバッグを車上作動処理してしまった。どうすればよいか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異常な作動はありませんでしたか？</li> <li>・車上作動処理で移動報告を行ってください。特別作業費用は支払われませんのでご了承ください。</li> <li>・異常作動の可能性があるので、改めてリコール対応車両の業務手順を確認の上、お間違えないようご注意ください。</li> </ul>
5 特別作業費用の支払はいつまで継続するのか？期間限定か？	<p>終了期限は現在のところありません。</p> <p>リコール届出日（2013年4月11日/5月20日）以降のリコール改善未実施車両の作業分についてはお支払いいたします。</p>
6 リコール対象車両の確認作業はいつまで続けられるのでしょうか？	<p>該当自動車メーカーは市場での交換処置等を進めておりますが、改善処置未実施車両が使用済自動車として発生する可能性は当面の間ありますので、皆様の安全確保の観点からもご協力いただきますようお願いいたします。</p>

**万一、事故等が発生した場合は、現場を保存の上、速やかに自動車再資源化協力機構までご連絡ください!!**

自動車再資源化協力機構（業務部）  
 TEL: 03-5405-6155 / E-mail: info@jarp.org